

議案第 5 号

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する
条例案

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 8 年 2 月 18 日提出

桐生市長 荒木 恵司

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例(昭和48年桐生市条例第33号)の一部を次のように改正する。

第3条の2中「の給与に関する条例(昭和27年桐生市条例第1号)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)」を削り、同条を第3条の4とし、第3条の次に次の2条を加える。

(給料の支給の一時差止め)

第3条の2 市長は、市長等が刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕、勾留その他の身体の拘束を受けたときは、前条の規定にかかわらず、当該身体の拘束を受けた日から身体の拘束を解かれるまでの期間(以下「逮捕等期間」という。)に係る市長等の給料の一時差し止めるものとする。ただし、逮捕等期間の始期が市長等の給料の支給日の直前であることその他の理由により当該支給を差し止めることができない月の給料については、この限りでない。

- 2 前項の規定による給料の支給を一時差し止める処分(以下この条において「給料の一時差止処分」という。)を受けた者は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第18条第1項本文に規定する期間が経過した後においては、当該給料の一時差止処分後の事情の変化を理由に、市長に対し、その取消しを申し立てることができる。
- 3 第1項の規定により一時差し止める給料の額は、各月における逮捕等期間の日数(市長等の給料の支給期日以後に逮捕等期間が始まったときの当該支給期日の属する月の逮捕等期間の日数を除く。)に応じて、一般職の職員の給与に関する条例(昭和27年桐生市条例第1号)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例により日割りによって計算して得た額とする。
- 4 市長は、給料の一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該給料の一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、給料の一時差止処分を受けた者が刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが給料の一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
 - (1) 給料の一時差止処分を受けた者について、当該給料の一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があつた場合
 - (2) 給料の一時差止処分を受けた者について、当該給料の一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し無罪の判決(無罪の判決と同様の効果を有するものを含む。)が確定した場合
 - (3) 給料の一時差止処分を受けた者について、当該給料の一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく身体を拘束する処分を受けた日から起算して1年を経過した場合
- 5 前項の規定は、市長が、給料の一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に

基づき、給料の支給を差し止める必要がなくなったとして当該給料の一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

- 6 市長は、給料の一時差止処分を行う場合は、当該給料の一時差止処分を受けるべき者に対し、当該給料の一時差止処分の際、給料の一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

(給料の不支給)

第3条の3 市長等が次の各号のいずれかに該当する場合は、第3条の規定にかかわらず、当該各号に定める期間に係る給料を支給しない。

- (1) 刑事事件により有罪の判決が確定した場合 逮捕等期間
- (2) 刑事事件の刑の執行のため刑事施設に拘置された場合 当該刑事施設に拘置された期間
- (3) 刑事事件について罰金又は科料の言渡しを受け、これらを完納しないことにより労役場に留置された場合 当該労役場に留置された期間

- 2 前条第3項の規定は、前項の規定により支給しないこととする給料の額について準用する。この場合において、同条第3項中「日数(市長等の給料の支給日以後に逮捕等期間が始まったときの当該支給期日の属する月の逮捕等期間の日数を除く。)」とあるのは、「日数」と読み替えるものとする。

- 3 前2項の規定により支給しないこととする給料のうち既に支給された給料があるときは、当該給料の支給を受けた者は、これらを返納しなければならない。

第4条の次に次の2条を加える。

(期末手当の支給の一時差止め)

第4条の2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定にかかわらず、市長等(同条第1項後段の規定に該当する市長等を含む。以下この条において同じ。)の当該各号の基準日に係る期末手当の支給を一時差し止めるものとする。ただし、逮捕等期間の始期が期末手当の支給日の直前であることその他の理由により当該支給を差止めすることができない期末手当については、この限りでない。

- (1) 市長等に、基準日以前6月以内又は基準日の翌日から当該支給日の前日までの間に逮捕等期間がある場合で、当該身体の拘束を受けた理由となった行為に係る刑事事件に関し判決が確定していないとき。

- (2) 基準日以前6月以内又は基準日の翌日から当該支給日の前日までの間に市長等から聴取した事項又は調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する市民の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

- 2 第3条の2第2項の規定は、前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分(以下「期末手当の一時差止処分」という。)を受けた者について準用する。

- 3 第1項の規定により一時差し止める期末手当の額は、前条第2項に規定する期末手

当の額の全額とする。

- 4 第3条の2第4項から第6項までの規定は、期末手当の一時差止処分について準用する。この場合において、同条第4項第3号中「受けた日」とあるのは、「受けた日又は第4条の2第1項第2号の規定に該当するに至った日」と読み替えるものとする。
(期末手当の不支給)

第4条の3 次の各号のいずれかに該当する者には、第4条の規定にかかるわらず、当該各号の基準日に係る期末手当を支給しない。

- (1) 基準日以前1月以内又は基準日の翌日から当該支給日の前日までの間に懲戒免職の処分を受けた者
 - (2) 期末手当の一時差止処分を受けた者(支給事務処理上の困難その他正当な理由により一時差し止めることのできなかった期末手当の支給を受けた者を含み、当該処分を取り消された者を除く。)で、刑事事件により有罪の判決が確定したもの(拘禁刑以上の刑に処せられた者に限る。)
 - (3) 前号に規定する者のほか、基準日以前6月以内又は基準日の翌日から当該支給日の前日までの間に刑事事件により有罪の判決が確定した者(拘禁刑以上の刑に処せられた者に限る。)
- 2 前項の規定により支給しないこととする期末手当のうち既に支給された期末手当があるときは、当該期末手当の支給を受けた者は、これを返納しなければならない。

第5条中「市長等」を「この条例に規定するもののほか、市長等」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(逮捕等期間に関する特例)
- 2 この条例の施行の際現に刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕、勾留その他の身体の拘束を受けている者がいる場合において、当該者の逮捕等期間は、この条例の公布の日の翌日に開始したものとみなす。

議案説明

議案第5号 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例案

市長、副市長及び教育長が刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕、勾留その他の身体の拘束を受けた場合における給料等の取扱いを定めるため、所要の改正を行おうとするものです。